

地方出入国在留管理局に配備された在留カードを作成するＩＣカードプリンタについて、使用状況を把握した上で、使用されていないＩＣカードプリンタの管理換を行わせるなどの体制を整備することなどにより、有効活用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計（組織）出入国在留管理庁	
	（項）出入国管理業務費	
	（項）国際観光旅客税財源観光振興費	
	（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費	
部 局 等	出入国在留管理庁本庁（平成31年3月31日以前は法務省）	
ＩＣカードプリンタの概要	地方出入国在留管理局が中長期在留者に対して交付する在留カードの作成に使用するもの	
検査の対象としたＩＣカードプリンタの数量及び調達価格相当額	700台	4億9531万余円（平成27年度～令和7年度）
使用が見込まれないことからＦＥＩＳ端末に接続されていなかったＩＣカードプリンタの数量及び調達価格相当額(1)	62台	4272万円（令和元年度～7年度）
使用状況調査票において在留カードの作成枚数が0枚となっていたＩＣカードプリンタの数量及び調達価格相当額(2)	63台	2741万円（令和2年度～7年度）

(1) 及び (2) の純計	103 台	5651 万円
----------------	-------	---------

1 在留カード等の概要

(1) 在留カード及び I C カードプリンタの概要

出入国在留管理庁（平成31年3月31日以前は法務省。以下同じ。）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図るなどのため、我が国に在留資格をもって在留する外国人のうち、3か月以下の在留期間が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者等を除く者（以下「中長期在留者」という。）に対して、氏名、生年月日、性別、在留資格等（以下、これらを「管理情報」という。）が記載された在留カードを交付している。同庁には、地方支分部局として地方出入国在留管理局（以下「地方入管局」という。）が設置されており、地方入管局は、本局並びに主要な空港等に置かれている支局及び出張所において、中長期在留者に対する在留資格審査、在留カードを交付する在留管理等の業務を行っている。在留カードは、外国人出入国情報システム^(注1)（Foreigners Entry and departure Information System）の端末（以下「F E I S 端末」という。）に接続されている I C カードプリンタ（以下「プリンタ」という。）に、管理情報をデータとして格納する I C チップが内蔵された I C カード等の消耗品を補充して、F E I S 端末を操作することにより作成されている。

出入国在留管理庁本庁（以下「本庁」という。）は、在留カードの作成のために地方入管局に配備するプリンタを購入契約又は賃貸借・保守契約により調達しており、購入契約で調達したプリンタの保守については、別途、保守契約を締結している。賃

貸借・保守契約及び保守契約の仕様書によれば、プリンタに障害が発生した場合には、保守業者は、原則として障害連絡を受けた翌日までに現地に代替機を持参して保守対応することとされており、必要に応じて障害が発生したプリンタと代替機の入替えを行うことなどとされている。令和7年12月時点で、プリンタは、地方入管局の本局、支局及び出張所の審査窓口、事務室等に700台（平成27年度以降に購入契約で調達した171台、賃貸借・保守契約で調達した529台）が配備されている。

また、本庁は、毎月、ＩＣカード等の消耗品の在庫数量を把握するために、プリンタごとにＩＣカードの使用枚数等を記録する在留カード等消耗品使用状況調査票（以下「使用状況調査票」という。）を地方入管局に提出させている。

（注1） 外国人出入国情報システム 外国人の管理情報、出入国情報等が登録され、在留カードの発行機能を有している。

（2）国における物品管理の概要

物品管理法（昭和31年法律第113号）によれば、各省各庁の長は、その所管に属する物品の取得、供用等（以下「管理」という。）を行うこととされている。また、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員（以下「物品管理官等」という。）は、物品の効率的な供用等のため必要があると認めるときは、各省各庁の長等の承認を経て、物品の管理換をすることができることとされている。

同庁では、前記700台のプリンタを物品として管理しており、地方入管局で管理する物品については、地方入管局に置かれている物品管理官等が管理することとなっており、当該物品の管理換をすることができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、在留カードを作成するプリンタは地方入管局に効率的に配備され、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

(注2)
検査に当たっては、8地方入管局に配備されたプリンタ700台（購入契約で調達した171台の物品管理簿価格1億5604万余円、賃貸借・保守契約で調達した529台の令和2年度から7年度までの間におけるプリンタの賃貸借に係る支払相当額3億3927万余円（以下、物品管理簿価格及びプリンタの賃貸借に係る支払相当額を合わせて「調達価格相当額」という。））、調達価格相当額計4億9531万余円）を対象として、本庁及び8地方入管局において、物品管理簿等の関係書類及び配備後の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、使用状況調査票等の提出を受けて、その内容を集計するなどして検査した。

(注2) 8地方入管局 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
各出入国在留管理局

(検査の結果)

8地方入管局に配備されたプリンタ700台について、現地の状況を確認するなどしたところ、表のとおり、5地方入管局に配備された62台（注3）
(注3)
については、7年6月から同年12月までの間の会計実地検査時点において、使用が見込まれないことから、F E I S 端末に接続されることなく、障害発生時の対応のための代替機等として倉庫、事務室等に保管されていて、在留カードの作成のために使用されていなかった。しかし、前記のようにプリンタの障害発生時には、保守業者により必要に応じて代替機との入替えが行われること、それぞれの配備先には複数台のプリンタがあり、正

常に稼働する他のプリンタを活用できることなどから、地方入管局に代替機を配備しておく必要はないと認められた。

また、使用状況調査票が保存されていた4年3月から7年11月までの間における各プリンタの使用状況について、I Cカードの使用枚数を集計することなどにより確認したところ、^(注4)6地方入管局に配備された63台（同計2741万余円）については、同期間を通じて在留カードの作成枚数が0枚となっていて、使用されていなかった。このうち、^(注5)4地方入管局に配備された22台（同計1362万余円）については、上記の会計実地検査時点においてF E I S端末に接続されていなかったプリンタ62台と重複している。

これらの在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタについて、重複分^(注6)を除くと、7地方入管局の103台（同計5651万余円）となる。

(注3) 5地方入管局 東京、名古屋、大阪、広島、高松各出入国在留管理局

(注4) 6地方入管局 札幌、東京、名古屋、大阪、高松、福岡各出入国在留管理局

(注5) 4地方入管局 東京、名古屋、大阪、高松各出入国在留管理局

(注6) 7地方入管局 札幌、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡各出入国在留管理局

表 8 地方入管局に配備されたプリンタの状況

(単位：台、千円)

地方出入国在留管理局名	配備されたプリンタ		使用が見込まれないことからF E I S 端末に接続されていなかったプリンタ		使用状況調査票において在留カードの作成枚数が0枚となっていたプリンタ		左のうち使用が見込まれないことからF E I S 端末に接続されていなかったプリンタ		在留カードの作成のために使用されていなかったプリンタ	
	(A)		(B)		(C)		(D)		(B) + (C) - (D)	
	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額	配備台数	調達価格相当額
札幌	25	18,233	0	0	1	611	0	0	1	611
仙台	20	13,316	0	0	0	0	0	0	0	0
東京	322	239,164	39	29,768	10	8,455	6	5,492	43	32,732
名古屋	103	78,798	10	7,737	10	8,285	6	5,020	14	11,002
大阪	92	61,023	8	1,619	10	2,024	8	1,619	10	2,024
広島	30	21,232	1	881	0	0	0	0	1	881
高松	13	8,763	4	2,717	3	2,375	2	1,493	5	3,598
福岡	95	54,783	0	0	29	5,661	0	0	29	5,661
計	700	495,315	62	42,724	63	27,414	22	13,625	103	56,513

注(1) 令和4年4月以降に配備されたプリンタについては、配備以降の使用実績を集計している。

注(2) (D) のプリンタ22台は、(B) の62台と重複している。

一方で、本庁に対して、上記7地方入管局の中の複数の地方入管局から、外国人入国者の増加に伴う審査待ち時間の短縮につながることや中長期在留者数の増加に伴う在留資格に係る各種申請が増加していることなどを理由として、5年度計27台、6年度計31台、7年度計42台と毎年度プリンタの増設要望がなされている状況となっていた。

しかし、本庁は、使用状況調査票を活用していなかったことなどから、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、使用されていないプリンタがあることを認識していなかった。このため、本庁は、使用されていないプリンタについて地方入管局に置かれている物品管理官等に管理換を行わせるなどの対策を講じていなかった。

このように、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握しておらず、有効活用を図るための対策を講じていなかったために使用されていないプリンタがあった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本庁において、地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握して、使用されていないプリンタについて有効活用が図られるよう地方入管局に適切な指示を行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、本庁は、次のような処置を講じた。

ア 地方入管局に対して、8年6月に、通知を発するなどして、使用されていないプリンタについては、原則として自局管内での移設等による活用を図ること、なお使用されていないプリンタがある場合には、他の地方入管局への管理換を検討できるよう本庁に相談することなどを周知した。

イ 本庁において、8年6月に、使用状況調査票を活用して地方入管局に配備された各プリンタの使用状況を把握した上で、自局管内での使用が見込まれないプリンタについては、他の地方入管局への管理換を行わせるなどの有効活用を図るための体制を整備した。